

令和2年

総務委員会

12月10日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和2年12月10日

午前10時00分 開会

午前10時42分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	服部龍一
委員	中村めぐみ	委員	宮本英彦
委員	毛受明宏		

2. 欠席委員

委員 近藤千鶴

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事課主査	萩正幸	議事課主事	松林淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	馬場秀樹
教育部長	小串真美	行政経営部次長	古田範明
秘書広報課長	馬場千春	企画政策課長	中村泰正
財政課長	萩野昭久	防災防犯対策課長	塚田力
債権管理課長	加藤健治	市民協働課長	水野美樹
学校教育課長	高木安司	防災防犯対策課主幹	羽場浩一郎
公共施設管理室長	中田勝次		

5. 傍聴議員

堀内ちほ	林ゆきひろ	ごとう学	三浦桂司
青木亮	郷右近修	清水義昭	一色美智子
鵜飼貞雄	月岡修一	ふじえ真理子	近藤善人

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（近藤郁子議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

なお、近藤千鶴議員より本日欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長に御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重な審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

続きまして、議長より御挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の総務委員会は4件の議案になります。慎重審査をよろしくお願いいたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合は出席をいただきますので、御承知おきを願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（近藤郁子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第92号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第92号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市職員の給与に関する条例の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

豊明市職員の給与に関する条例の附則で、地域手当につきましては、市長が規則で定める割合とし、引き続き10%に据え置くこととしておりますので、パートタイム会計年度任用職員も同様とするものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

附則の第2条といたしまして、地域手当相当額の特例を定め、令和6年3月31日まで適用してまいります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 確認ですが、パートタイム会計年度任用職員の方は全員、これは支給されているもので間違いなかったでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 支給されている人数をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 約650名です。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回、条例の改正で、令和3年3月31日までのを令和6年3月31日ま

でに延長するんですけれども、これがもし改正をしない場合、15%の支給になるということとで間違いないでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりです。改正をしない場合は15%になります。

そのとおりです。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 その場合、総影響額の見込みが幾らになるか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 令和3年度の予算ベースでの全体としての比較になりますが、年間で約4,200万円となります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 では、一番多い方と少ない方で、10%から15%になることで月にどのくらい、金額は幾らぐらい上がるのか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今、手元にちょっとデータは持っておりませんが、それぞれで単価が違いまして、勤務時間ですとか勤務日数にも差がありますので、ちょっとその比較は出しかねます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 1つ聞きたいんですけど、今回、この案は、豊明市の職員の給与に関する条例の改正に伴い改正する必要がある、多分、正職員と同様に10%ということだと思っておりますけれども、これは正職員と同様でなければいけないのかどうかというところをお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そもそも会計年度任用職員の制度につきましては、一般の地方公務員としての明確化がされておりました、常勤職員と同等の考えであるということが、改正法の趣旨としましても、国から示されておりますマニュアルにも明確化されておりますので、同様の取扱いということになります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第92号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

別表1及び別表2から尾張市町交通災害共済組合を削除するものでございます。

附則としまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤郁子議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤郁子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第93号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第93号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第94号 尾三消防組合規約の変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長(塚田 力君) それでは、議案第94号 尾三消防組合規約の変更について御説明いたします。

この案を提出するのは、尾三消防組合の組合市町が負担する分担金の算出基準を変更し、負担割合を規定するため、組合規約の一部を変更する必要があるからであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、日進市、みよし市、長久手市、東郷町及び豊明市の5市町により平成30年4月に消防広域化を行った際、分担金につきましては均等割、面積割、救急出場件数割及び消防費に係る基準財政需要額割の4指標により算出することとし、経過措置として、3年間の分担金は平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額の割合で算出した額となっております。

今年度末で経過措置の終了に伴い、令和3年度以降の分担金に係る4指標の割合について、令和元年度以降、構成5市町において協議を行い、合意したものです。

附則として、この規約は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の分担金から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(近藤郁子議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 それぞれの配分率、30%とか、25%、25%、20%になった経緯をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 4指標でありますので、通常でいきますと25%ずつがということなんですけど、今回、均等割を30%、基準財政額需要割を20%としたものとなっているんですけれども、均等割と基準財政需要額につきましては、消防予算の中で総括的な議会費、総務費の管内全体の経費でありまして予算の中で占める割合が高いため均等割を30%に、また、新たな指標といたしまして基準財政需要額は、普通交付税の基礎数値となっていることを考慮して20%とさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連です。

今、新たな指標と言われたんですけど、割合は別ですけど、指標そのものは全く一緒ですよね、均等割、面積割、救急件数、基準財政需要額。まず、一緒かどうかお聞きします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 割合は別に、まず指標4つは、議員が言われるとおり同じものです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 指標4つは同じで、先ほどの質問は恐らく、どうして30にして、どうして20にしたんですかという、その理由を多分聞いている、聞いたんだと思います。もう一度、その30にした理由、20にした理由、要するに25でない理由についてお伺いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） まず、均等割30%のほうにした理由でございますが、消防予算の中でも総括的な議会費、総務費の管内全体の経費でありまして、予算の中で占める割合が高いため、均等割を30%といたしました。

また、基準財政需要額割は、普通交付税の基礎数値となっておりますことを考慮して20%とさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一つ、本会議質疑の中で、今年度の予算にすると約7,500万が7,300
どんだけと言われたんですけど、ここの、もう少し、ちょっと数字が本会議質疑で聞き取
れなかったもので、もう一度お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 本年度の予算に置き換えまして、新しい基準のほう
で試算した予定額のほうを申し上げます。7億3,566万円が新しい基準のほうでなる金額
でございます。今年度の負担金の額が7億5,074万4,000円でございます。差し引きいたし
ますと、1,508万4,000円減額となる予定となっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 なので減額になると思うんですけど、それは何が原因で本市は減額に
なるのか、また、ほかの市はどうなるのか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） まず、減額となる理由といたしましては、現在の金
額の出すときの金額は、平成28年度の消防費の決算額のほうの割合のほうで今年度は求め
ております。それを、新たな指標、4つの指標に先ほどの負担割合の率に求めたものを算
出しますと今回のほうになりましたので、1,500万円下がっているということになります。

あと、ほかの市町も、今の予定でございますが、減るところが、減額になるところが豊
明市と長久手市、あと、みよし市、日進、東郷町のほうは増となります。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。

結局、豊明が下がった原因は何かということなんですけども、1つ考え得るに、旧尾三
の構成市町、この3市町というのは、既に広域化の恩恵、メリットを受けた状態で広域化
しております。それに対して豊明市と長久手市、これは単独消防で頑張ってきたところで
ございますので、今回の広域化によりメリットが発生して、こういった形で2市が減額に

なったというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第94号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第16号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

塚谷議事課長。

○議事課長（塚谷友昭君） それでは、議案第95号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第16号）のうち、議事課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。

歳出、1款1項1目 議会人件費を117万4,000円増額するものです。これは、4月の人事異動に伴い、職員の扶養人数や通勤距離の変更などにより、職員にひもづく各種手当が増額となったことによるものです。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、公共施設管理室所管の補正予算について御説明いたしますので、補正予算書、歳出の予算、同じく18、19ページを御覧ください。

中段、2款 総務費、1項7目、4 公共施設管理事業、右の説明欄、大宮小学校特別支援教室整備工事費186万6,000円は、校舎の現在2階にあります教材室を特別支援教室に転用するための改修等の工事でございます。

以上で公共施設管理室所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の19

ページの中段を御覧ください。

地域創生事務事業258万円は、循環バス運行負担金の増額に伴うものです。これは、コロナウイルス感染症の影響により、ひまわりバスの利用者の減少に伴い料金収入が減少し、運行負担金に不足が生じたため増額するものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

第4表 債務負担行為補正の最上段、まちづくりアンケート調査業務委託事業157万1,000円は、第5次豊明市総合計画の達成度を評価するために設定されたまちづくり指標の現状値を把握、分析するための委託事業となります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、債権管理課が所管するものについて、歳出の御説明をしますので、補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。

18ページの下段、2款 総務費、2項 徴税費、2目 徴収費におきまして71万4,000円を増額して、徴収費の合計を6,687万7,000円とするものであります。

19ページの説明欄を御覧ください。

電算関係委託料を47万4,000円増額するものでございます。これは、さきの税制改正、また条例改正によって、令和3年1月から、延滞金の算出に係る特例基準割合というものが延滞金特例基準割合という名称に変わったことなどによって督促状、催告状の文中の文言の記載の変更が必要になり、その変更について委託するためのものであります。

1枚おめくりください。

21ページの上段の説明欄を御覧ください。

収納事務について24万円増額するものでございます。これは、本年度より介護保険料等の滞納整理を債権管理課の所掌事務としたこと、コロナの影響で、徴収猶予の特例制度の納税相談が増えたことへの対応によって財産調査事務等が進んでおらず、1月から3月まで3か月間、会計年度任用職員を雇用させていただき処理するものでございます。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

32ページ、33ページの下段をお願いいたします。

12款 公債費、1項1目 公債費元金償還事業の長期債元金173万1,000円でございます。これは、元利均等方式で借り入れている臨時財政対策債の利率の見直しにより、利子額が

減額することに連動して元金部分が増額するものでございます。

続いて、その下の2目の長期債利子296万1,000円の減額でございます。これは、平成21年度債と平成22年度債の臨時財政対策債の利率見直しなどによる減額補正でございます。

続いて、34ページ、35ページをお願いいたします。

13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は6億1,585万5,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立て後の財政調整基金残高は32億6,772万6,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、8ページ、9ページにお戻りください。

10款 地方交付税、1項1目の普通交付税3億7,101万7,000円でございます。これは、令和2年度の普通交付税額11億2,101万7,000円の決定を受け、この交付決定額と当初予算額との差額を増額補正させていただくものです。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

中段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金5億9,346万6,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） それでは、続きまして市民協働課所管分について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第4表の債務負担行為補正、追加の表、2つ目、通訳業務事業です。これは、住民の多国籍化に対応するため、電話による三者間通話での通訳業務を令和3年から3年間の長期契約とするための債務負担行為となります。

以上で市民協働課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方、挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ページ数が18、19ページの2款 総務費、1項 総務管理費の7目 財産管理費の大宮小学校の整備工事費のところ、教材室を普通教室にということの工事費ということで、この大宮小の特別支援教室に現在何人いて、来年度何人増える予定なのか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長、お願いします。

○学校教育課長（高木安司君） 現在14名在籍しておりまして、1人卒業されて8名入学する予定で、来年度、今のところ21名を予定しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 では、その特別支援教室が今何室あって、この教室を作られて、生徒がそれぞれの教室に何人の配置になるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今4部屋でやっておりまして、1部屋今回増やして5部屋にする予定です。ちょっと人数につきましては、程度に、その障がいの形態によって変わりますので、詳細についてはちょっと今持っておりません。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 議会人件費、19ページですけれど、先ほどの理由で増員ということですが、予算編成時からの何人から何人に増員されたのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 人数の増員ではなく、役職の変更であったりということになり、人数は変わっておりません。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ18、19ページ、今度、企画費の循環バス運行のひまわりバスの利用者減に伴うところで、この負担金の仕組みはどのような契約になっているのか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） まず、総額負担金というのは既に決まっておるんですが、支払いの方法としまして、運賃収入を差し引いた金額で請求が来ますので、それを支払う

という形になっております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回は負担増ということで、どのくらい人数が減っているのか。今回258万円上がっているんですけども、この金額で足りるぐらいなのかどうか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 人数の減の数なんですけど、上半期で比較しますと、おおむね2万5,400名程度減少しております。

また、金額につきましては、入の見込みを昨年度の実績と同額程度の840万円程度を見込んでおりますので、それを基礎に算定しておりますので、おおむね昨年と同様で、しかも今回の減少を見込んだ推移で、下半期へ行けば今回の補正で不足は生じないと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 2万5,400人の減少ということですが、減少のために運賃収入も減少したという、そういうことを補填するのがこの補正予算だと思うんですけど、減少した理由というのはコロナの関係だけだという評価でしょうか。この減少理由について、どのような理解をされているのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 主な理由はコロナ禍で減少したのが理由だというふうな認識をしております。とりわけ5月に緊急事態宣言が出されましたので、そのときにはおおむね41%ぐらい減少しておりますので、そういったことが大きく影響しておると考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ18、19ページ、今度は2款 総務費、2項 徴税費のところの電

算関係委託料、地方税法改正に伴う督促状の変更ということで、先ほど督促状等の文書の変更のみというお話だったんですけども、その文書の変更で47万4,000円というものが高いのかどうなのかというところが分からなかったので、ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

加藤課長。

○債権管理課長（加藤健治君） 督促状とか催告状の様式というのは、データを出力するときの印刷とか、印刷の管理というものを正確に行っていただく必要があって、その様式の管理については基幹システムの事業所をお願いしているところであります。その様式の中の文言を修正する必要が出てきて委託をする、電算委託をして修正していただくということでもありますのが1つです。

督促状と催告状は、1月から3月までの間で、督促状については約8,500枚、催告状については1,500枚を印刷する必要があって、文言の修正と印刷する費用がありまして、これだけの金額になったということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その件で確認ですけど、要するに、基幹システムとして委託しているから、文章が変更になった場合でも基幹システム変更ということでの補正予算だと思いますという先ほどの回答だと思うんですけど、ということは、これから税制改正があるたびに委託事務料が、全て委託しているからその予算がかかると。要するに、内製、中のここの庁舎内にあるシステムでは対応できないと、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

加藤課長。

○債権管理課長（加藤健治君） 事例によって異なります。これは、今回の場合は文言の修正ですので委託料がかかりますけども、これが単なる税制改正、例えば計算式の改正であったりなんかすると、基幹システムの大本のメーカーが改正をしますので、費用はかからないということになっております。ですので、事例によってかかる場合とかからない場合があります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 6ページ、7ページの債務負担行為のまちづくりアンケートなんですけれども、これの集計までのスケジュール、また、報告するのが決算に間に合うのかどうか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 年度内に契約を当然行いまして、それから、当然、事業者のほうアンケート用紙の作成等を行って、郵送を行っていきます。年度が明けた後、当然そういった回答が来たものを集計を行っていきますので、おおむね修正等ございますので、例年、決算の後ぐらいに結果が出ると。ホームページにアップするというような予定をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 33ページの公債費元金償還事業173万1,000円。利子のほうが、これは減額補正予算ですけど、これは、利率の見直しがあったということは、基本的に利率が下がったという理解をしていいかどうかという点が1点目。

2点目は、元金が逆に増える理由が、先ほどの理由で利率見直しのためというような説明でしたけれど、この元利均等の方式で利率が増えるという、その説明をもう少し補足願います。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 最初の利率は、利率が下がりますので利子が減額になるということです。

2つ目の元利均等方式は、元金と利子の合計額が、償還終了まで一定額というんですかね、一定の額で返還をしています。利子の額が減ったことによりまして、その部分に元金流れ込むものですから、元金部分が増えるということになります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、元金が増えますので、償還期間は短くなるという理解をすればよろしいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 償還期間は変わらないんですけど、全体が縮まって、年度の合計額というんですか、年度に返す額の合計額というのは、当然利子が少なくなるものですから少なくなりまして、そこに利息の部分が減額になるものですから、そこに元金部分が流れるということです。だから年度の返すトータルの償還金額は下がります。その利息分が下がるものですから、そこに元金部分が入るといような形になります。

以上……。

○総務委員長（近藤郁子議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 元利均等方式だから、利率が下がって、その分元金が増えるということ。元金が増えるということは、トータルでいけば、10年返済が9年9か月になったり、通常は短くなるんですけど、要するに返す部分の元金が多くなるということは。

その期間が変わらないというのはよく分かりませんが、まあ、質問としてはいいです。

○総務委員長（近藤郁子議員） いいですか。

補足、ありますか。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 補足というか、ちょっと同じような形になるんですけど、ですので残りの償還期間は変わりません。もともと、利率変更前というんですか、利率変更前からの残りの合計額というのは、元金は当然変わりません、利率の部分、利息の部分は減りますので、トータルの部分は、利息が減るものですから、残りの10年間の元金の部分は変わらなくて利息の部分が減りますのでトータルが減ります。ですので当然、年度、一定額で返していくものですから、その部分が減ります。利息の部分の比率が大きいものから、その部分に元金流れ込むものからということ。すみません。

（いいです、次へ行ってくださいの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 次、行きます。

ほかに質問ありますか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 すみません、先ほどのまちづくりアンケートに戻るんですけども、今までの回収率についてお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 62.8%でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 次に、通訳業務事業なんですけれども、この三者間通話というのほどのように行われるのか、具体的にお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 三者間通話は、まず、対象となる外国の方が市役所に電話をかけてきます。そこで一回お電話を切らせていただいて、市役所から業者に電話をかけます。業者さんから電話をいただいた外国人の方につなぐという形での三者間というのが1つと、もう一つは、窓口外国人の方が見えたとき、その場で市役所から業者さんにお電話をつないで、電話の受渡しを本人としながら通話をするという二者間、この2つの通訳業務となっております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 利用者の方が市に1回電話をかけてくるのは分かるんですけども、ごめんなさい、市が業者に電話をして、業者が利用者につないでというところがどういうやり取りになるのか、ごめんなさい、具体的にもうちょっと教えていただいてもいいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 三者間通話の場合、市役所の電話では三者間通話という機能がないものですから、業者のほうの三者間通話を利用させていただいている形になりますので、市役所から業者にかけて、業者から御本人、間に業者の電話を挟んで三者間通話という形になっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、理解ができなくてあれなんですけど、業者を挟んで……。市がまず業者に電話をしますよね。そして業者が利用者にかけて、利用者が話したことがその業者の電話を通じて市の方も聞こえていて、そこでのやり取りという形の理解で合っていますか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） はい、その形になります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 では、この751万2,000円の積算根拠をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） これは3年間分で、初年度につきましては初期費用が入った形で少し多めで、残り2年が同額という形での積算となっております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと遡ってまた申し訳ないですけど、議会人件費で、先ほど役職の変更のためのという増額理由でしたけど、役職変更だけとはちょっと思えないんですけど、これ、扶養手当も、例えば住居手当とかそういうのを、役職変更があると出るというような手当なんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 人にひもづいてきておりますので、今まで住居手当の対象でない者が配置をされておりましたところに、住居手当が必要な者、また通勤手当が必要な者が配置があったりなかったりというところで増になったり減になったりということがありますので、今回は、住居手当だったり、扶養手当であったり、そういったものが必要な職員の配置となりまして、その分を増額ということになります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、役職の変更のためじゃなくて、属人の変更という理解ですよね。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。

終わります。すみません。

（正しく説明してくださいの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 通訳業務に戻るんですけれども、先ほどの積算根拠と言われた、その初期費用という部分、その初期費用の部分は幾らになるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） すみません、予算とかに絡んでくるお話になるかと。入札とかにも差し障るかと思いますので、金額については控えさせていただきます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今までは単年度契約ですずっと来ていて、今回、複数年の契約で債務負担行為に上がっているんですけれども、単年度契約と複数年契約とで何に差が出るのか、お願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） すみません、今年の契約のほうは単年度ではなくて、昨年の3月からの13か月の同じような形の債務負担行為のような形でやっております。13か月と、それから今度3年間ですけれども、違いのほうは、業者が替わるたびに初期費用がかかってきたりするんですけれども、3年間同じ業者にすることによって、その初期費用を抑えるという効果が期待できます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第95号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号のうち、本委員会所管部分については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。
お諮りいたします。委員会報告書につきましては私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

委員会報告書につきましては例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前10時42分閉会